

坂田公認会計士事務所通信3月号

お客様各位

平成 24 年 3 月 1 日

まだまだ、寒い日が続きますが、日差しも少しずつ暖かさが増してきたように思える 3 月です。

皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の事務所通信は下記の 3 項目についてまとめました。

1. 税制改正の方向性
2. 労務管理～65 歳までの継続雇用について
3. 今月のコラム～確定申告相談会その 2

1. 税制改正の方向性

平成 24 年度の税制改正案は非常に小幅なものであり、来年以降に実施予定となる消費税率の引き上げなどの社会保障と税の一体改革法案は 3 月下旬に法案が提出され、激論が交わされる予定です。

4 月からの適用が既に決定し、中小企業に影響がある項目として、法人税率の引下げと減価償却があります。

法人税率については適用時期が平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度とされており、3 月決算の会社では来年度からの適用となります。

減価償却については定率法の償却率が平成 24 年 4 月 1 日以降に取得する資産から従来の 250%から 200%へと低くなりますが、現行年度については特例で 250%償却が認められています。確定申告時に届出書が必要となることに注意してください。

2. 労務管理～65 歳までの継続雇用について

厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25 年度から順次引き上げられることに伴い、定年後に無収入状態が生じないように、65 歳までの雇用確保措置が既に会社に求められていることはご存知と思います。

現行では労使協定を結べば会社は健康状態や人事考課などをもとに継続雇用の対象者を限定できるのですが、今国会において、厚生年金が受け取れない年齢の従業員が希望すれば会社は雇用しなければならないという強化案が出されています。

これにより、会社の負担は増え、若年者の雇用が確保できないという事態に陥りかねません。

そのため、継続雇用の契約形態を常勤とはせずに、繁忙期の勤務を中心とする非常勤とすることなどの対策を講じる必要がありそうです。

3. 今月のコラム～確定申告相談会その 2

先月号において、今年から年金所得者に係る確定申告不要制度が創設されたことを記載しました。これは、公的年金等の収入が 400 万円以下で、かつ、その他の所得が 20 万円以下であれば、たとえ実際の源泉徴収税額が少なくても確定申告は不要となるもので、年金生活者の大半は該当しそうな制度です。

私は今年も近所の確定申告相談会場へ行き申告相談を受けましたが、この制度はかなり周知されているように感じました。

但し、相談会場で住民税に関する説明にかなり時間を要しました。年金生活者で市町村の国民健康保

坂田公認会計士事務所通信3月号

険に加入している場合は、市町村が国民健康保険料を決定するためには住民税のための申告が必要となるのです。

確定申告をしなかった方に対しては、5月くらいに市役所から問い合わせが来るかもしれません。その時に備えて、源泉徴収票等は保管しておく必要があることの周知が必要だったと思われま

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>